後半の３月間 （　月～　月）	職　員			
	その他			
	合　計			

注１　「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の３月間についての平均値」、「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の３月間についての平均値」及び「周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の３月間についての平均値及び最高値」について

⑴　「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

⑵　排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。

⑶　記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

⑷　「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ＮＤ）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

⑸　１⑴及び⑵の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

２　「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴　原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

⑵　200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑶　ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

⑷　液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。

⑸　廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると第一種廃棄物埋設事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

３　ガラス固化体等の本数を記載するとともに、注釈として容器の容量等を明記すること。

４　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴　「職員」とは、第一種廃棄物埋設事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

⑵　「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶　同一人が２以上の請負業者にまたがって作業する場合は、１人として算出すること。